**平成２２年（フ）第８０５号**
名古屋市緑区鳴海町字北浦19番地
債務者　桑鶴　紀雄
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１２６号**
岡山県総社市清音三因890番地
債務者　西山　暢也
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第１２９号**
岡山県倉敷市新田3255番地　内田住宅113
債務者　北村あけみ
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第１３０号**
岡山県倉敷市新田3255番地　内田住宅113
債務者　北村　　豊
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第１３６号**
岡山県総社市福井1954番地１
債務者　穐山千代子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第１４５号**
岡山県倉敷市玉島乙島913番地10　バリュー玉島203号
債務者　上田麻由美
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第１４号**
岩手県宮古市小山田２丁目８番30号
債務者　川目　友之
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

**平成２２年（フ）第１８号**
岩手県下閉伊郡山田町山田第15地割62番地２
債務者　武藤　貞昭
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午前10時20分
盛岡地方裁判所宮古支部

**平成２２年（フ）第１９号**
岩手県宮古市山口３丁目12番13号
債務者　館洞　政明
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

**平成２２年（フ）第２２３号**
愛知県岡崎市明大寺町字大圦55番地35
債務者　太田　千恵（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月24日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第１３号**
愛知県豊橋市多米東町１丁目３番地の25
債務者　伊藤　一彦
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月31日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２２年（フ）第２２０号**
横浜市緑区東本郷４丁目17番27号
債務者　石井　博昭
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第６８３号**
神奈川県大和市中央７丁目16番30号　大和中央ハイツ103号
債務者　目澤　敬司
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第６８５号**
横浜市磯子区杉田３丁目25番１―202号
債務者　牧野はるみ
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第７４４号**
神奈川県海老名市門沢橋４丁目７番22―102号
債務者　土井　　修
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第７５６号**
横浜市青葉区荏田町305番地１　中宿ハイツ201
債務者　川口　由美（旧姓伊澤）
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第７７６号**
横浜市西区浅間町３丁目166番地７　ツインウッドⅡ501号
債務者　南　　博文
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部